

函館市新規旅行商品造成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市新規旅行商品造成補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業および補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件を全て満たす事業とし、補助対象者は、函館市新規旅行商品提案募集要領の規定に基づき、新規旅行商品の提案を行い、かつ優秀であると認められた提案を行った者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 本市域内において催行する新規性の認められる旅行商品（以下「新規旅行商品」という。）を造成する事業
- (2) 次に掲げるいずれかの地域から一定の送客が期待される事業
 - ア 首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県および山梨県の区域をいう。）
 - イ 大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県および和歌山県の区域をいう。）
 - ウ 中京圏（岐阜県・愛知県・三重県の区域をいう。）
 - エ 南東北3県（宮城県・山形県・福島県の区域をいう。）
 - オ 道央圏
- (3) 事業に着手した年度内に、当該事業の実績報告を行うことができる事業
- (4) 公序良俗に反しない事業
- (5) 政治または宗教活動を目的としない事業
- (6) 函館市または函館市の関係団体から助成を受けていない事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、パンフレット、

ガイドブックなどの広告媒体の制作費および新聞、雑誌等への広告掲載等に係る費用とし、第6条の規定による交付決定を受けた日から当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までの間に、当該交付決定を受けた事業者が支出した経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、補助対象経費の2分の1を限度に、予算の範囲内で措置するものとする。

2 補助金の額は、事業1件につき50万円以下とし、その額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、規則第22条の規定により定められた共通第1号様式の申請書により、別に定める期間内に行なわなければならない。

2 前項の申請書には、規則第3条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体概要書(様式1)

(2) 事業収支予算書(様式2)

(3) 広告媒体の制作および広告に係る費用について業者等の発行する見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を決定しようとするときは、募集要領により応募のあった新規旅行商品の審査の結果をふまえて決定するものとする。

(補助対象事業の内容変更)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し変更の届出をしなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助対象事業の終了後、規則第22条の規定による共通第11号様式の報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書（共通第2号様式）
- (2) 事業収支決算書（様式3）
- (3) 広告媒体の制作および広告に係る費用について業者等の発行する請求書の写し
- (4) 広告媒体および広告の実績を明らかにする成果品または記録写真等の資料
- (5) その他必要と認められる書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

この要綱は、平成22年8月9日から施行する。